

配偶者等からの暴力（DV）被害者の支援に係る取組

保護命令制度の拡充への対応

【1】令和5年改正後の保護命令制度（重篤な精神的被害を受けた場合も対象）に係る考え方の公表・周知

○ 配偶者暴力防止法に基づく「基本方針」（令和5年内閣府・国家公安委員会・法務省・厚生労働省告示第1号）

○ 改正法パンフレットを作成、支援機関等に配布

○ Q & Aの公表（内閣府HPに掲載）

・改正の趣旨（DVの特性（自己への従属を強いるために暴力を用いる）に鑑み、害悪の告知により畏怖させる行為を広く接近禁止命令等の対象にする必要がある）
・接近禁止命令等の発令の対象となる「自由、名誉、財産に対する脅迫」の内容
・発令要件の「心身に重大な危害を受けるおそれ大きい」の意義

【2】保護命令の申立て支援の充実に向けた取組

配偶者暴力相談支援センターにおける申立て支援の充実のため、都道府県に対し、支援の実施に関して留意すべき事項を通知（令和6年2月）

（被害者の支援（申立書作成の助言等）／裁判所への迅速な書面提出／関係機関との連携（医療機関、法テラス・弁護士会との連携、法定協議会の活用等）

【3】社会全体への周知・広報（SNSの活用、政府広報等）



心を傷つけることも
暴力です。

ひとりで抱えず、最初の一步を

いつも家で怒鳴られて…
毎日つらいです。



おつらいですね。
あなたは悪くありませんよ。

被害者支援の充実・強化

【1】被害者がためらわずに相談できる相談窓口の充実

市町村における配偶者暴力相談支援センターの設置促進
（令和6年7月事務連絡）

【配偶者暴力相談支援センター】

全国316か所（都道府県171か所、市町村145か所（令和6年4月時点））

【DV相談ナビ】

全国共通番号 #8008（最寄りの配偶者暴力相談支援センターにつながる）

【DV相談プラス】

（24時間電話相談、SNS・メール相談、男性被害者対応等）の継続実施

【2】民間団体による被害者支援を推進

地方公共団体と民間団体（NPO・社会福祉法人等）の連携促進

- ・ 法定協議会への参加促進
- ・ 都道府県等への交付金（予算額：令和6年度 3.2億円）

【3】被害者支援の一環としての加害者プログラム※の実施を推進

- 試行実施（令和2年度～令和4年度）を踏まえ、「実施のための留意事項」を作成・配布（令和5年5月）
- 「基本方針」（令和5年9月公布）に「加害者プログラムの実施の推進」を明記
- 都道府県等におけるプログラム実施を促進（担当職員等を対象とした研修会、交付金の活用（令和6年度～）、HPでの情報発信等）

※ 加害者プログラム：

被害者支援の一環として、加害者に働きかけることで、自らの暴力の責任を自覚させ、暴力の再発を防ぐためのプログラム

性犯罪・性暴力被害者支援に係る取組

性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針（概要）

令和5年3月30日

性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議

経緯

令和2年6月11日
「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」
(性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議)

→ 令和2年度～4年度を「**集中強化期間**」として
性犯罪・性暴力対策の取組を強化。

これまでの取組と課題

- 性犯罪に厳正かつ適切に対処するための刑事法の検討
 - 再犯防止プログラムの拡充
 - 被害申告・相談しやすい環境の整備（警察、ワンストップ支援センター）
 - 「生命（いのち）の安全教育」の推進、社会全体への啓発 等を着実に実施
- 一方で、**依然、性犯罪・性暴力は深刻な状況であり、対策の更なる強化が必要**

性犯罪・性暴力対策の「更なる集中強化期間」（令和5年度～7年度※の3年間）

性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を踏みにじる行為であり、決して許されない。
「**相手の同意のない性的な行為は性暴力である**」等の認識を社会全体で共有し、取組を強化していく。

※ 第5次男女共同参画
基本計画の目標年度

【1 刑事法の改正に係る対応及び刑事手続の適切な運用】

- 刑事法改正に係る対応（広範啓発、支援現場職員への研修等）
- 刑事手続の運用に関する検討
- 刑事手続における二次被害の防止・プライバシーの保護

【2 再犯防止施策の更なる充実と性犯罪・性暴力の予防】

- 再犯防止対策の更なる強化等
- 地方公共団体による再犯防止施策の支援
- わいせつ行為を行った教員等の厳正な処分と再発防止（教員等・保育士に関する対応、日本版DBSの導入に向けた検討）

【3 被害申告・相談しやすい環境の整備】

- 被害届の即時受理の徹底
- 証拠採取・保管体制の整備
- 捜査段階における二次被害の防止
- 警察における相談窓口の周知や支援の充実
- ワンストップ支援センターにつながるための体制の強化
- 学校等で相談を受ける体制の強化

【4 切れ目ない手厚い被害者支援の確立】

- ワンストップ支援センターを中核とする被害者支援の充実（地域の関係機関（警察、医療機関等）との連携強化、対応能力の向上等）
- 医療的支援の更なる充実と専門人材の育成
- 中長期的な支援体制の充実（女性支援新法に基づく中長期的支援等）
- 多様な被害者支援の充実（障害者、男性等を含む様々な被害者への対応）

【5 教育啓発活動を通じた社会の意識改革と暴力予防】

- 発達段階に応じた教育・啓発活動（生命（いのち）の安全教育の推進）
- 社会全体への啓発（若年層の性暴力被害予防月間等）

【6 新たな課題等への対応】

- AV出演被害の防止及び被害の救済（AV出演被害防止・救済法の周知・広報、相談対応の支援、厳正な取締り等）
- インターネット上の性暴力等への対応（違法行為への厳正な対応、児童ポルノ画像等の流通・閲覧防止等）
- 痴漢撲滅に向けた政策パッケージの確実な実行
- 被害者や支援者等に対する誹謗中傷の防止

▶ 本方針に基づく具体的施策は毎年の「**女性活躍・男女共同参画の重点方針**」に記載。毎年度フォローアップを実施し、確実に実行。

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター

ワンストップ支援センターで受けられる支援



#8891（はやくワンストップ）

→ 最寄りのワンストップ支援センターにつながる

まずは、話してみませんか？



性暴力に関するSNS相談

Cure time
(キュアタイム)

性暴力の悩み、**チャット**で
相談してみませんか？



年齢・性別は問いません

匿名でOK

curetime.jp

望まない性的な行為はすべて性暴力です

性暴力に関するSNS相談ならキュアタイム

Curetime
内閣府参事室



同意のない性的な行為は
全て性暴力です。

匿名で相談できるSNS相談室
Cure time+



キュアタイム

検索

性暴力被害者のための夜間休日コールセンター
(令和3年10月1日～)

性犯罪・性暴力の夜間の相談や緊急対応のため、これまで夜間休日には対応していないワンストップ支援センターの運営時間外に、被害者からの相談を受け付け、ワンストップ支援センターと連携して、支援を実施